

改正

令和7年1月23日教委告示第1号

池田町文化芸術振興報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化芸術活動の成果としてブロック大会以上の大会（以下「大会」という。）に出場する者に予算の範囲内で報奨金を交付することにより、その栄誉を称え、文化芸術活動の振興を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 報奨金の対象となる文化芸術の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- (2) 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の日本古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- (5) 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるもの

2 この要綱において「大会」とは、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、出場者が広く公募されていない大会、冠大会等宣伝色の強い大会又は結社内における大会のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 県大会以上の予選会、選考会等を経て出場するブロック大会、全国大会以上の大会
- (2) 地区予選のない日本美術展等全国規模以上の大会に出場又は出品し、入賞又は入選した場合
- (3) その他町長が適当と認める大会

(交付対象者)

第3条 報奨金の交付対象者は、大会開催初日時点又は出品日時点で当町に住民登録がある者で、前条の大会に出場若しくは出品する者とする。なお、団体競技の場合は、大会の実施要項等に基づき登録された選手とする。

(報奨金の額等)

第4条 報奨金の額は、次のとおりとする。ただし、奨励金の交付は、同一年度において1人につき2回までとする。

- (1) 全国大会以上1人10,000円
 - (2) ブロック大会1人5,000円（ただし、高校生以下の場合は1人8,000円とする。）
 - (3) 前各号のほか、町長が必要と認める場合（ただし、1人10,000円を上限とする。）
- （交付申請）

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、出場若しくは受賞決定後速やかに池田町文化芸術振興報奨金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
 - (2) 出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）又は入賞若しくは入選したことを証する書類
 - (3) 大会出場を証明する書類（大会申込書等）
 - (4) 参加選手名簿（団体種目のみ）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは速やかに審査し、その結果を池田町文化芸術振興報奨金交付決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（報奨金の返還）

第7条 町長は、報奨金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該報奨金の返還を求めるものとする。

- (1) 出場する大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき
 - (2) 偽りその他の不正な手段により報奨金の交付を受けたとき
- （結果報告）

第8条 報奨金を受けた者は、池田町文化芸術振興報奨金結果報告書（様式第3号）により、大会若しくは授賞式終了後30日以内に町長に結果を報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月23日教委告示第1号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

池田町文化芸術振興報奨金交付申請書

年 月 日

池田町長 様

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者）

下記のとおり全国大会等に出場しますので、池田町文化芸術振興報奨金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

大会名	
大会開催日	年 月 日 ～ 年 月 日
大会開催地	
大会の種類	全国大会以上・ブロック大会（県大会より上位で全国大会未満）・ その他（ ）
種目	（一般・高校生以下）
対象者 （団体の場合は 名簿添付）	住所 氏名
申請金額	円 （全国大会以上 10,000 円、ブロック大会高校生以下 8,000 円・一般 5,000 円、 その他上限 10,000 円）
町長表敬 訪問の希望	あり（希望日時 ）、 なし

※ 添付書類

- （１）大会要項
- （２）出場資格獲得を証明する書類（予選結果等）又は入賞若しくは入選したことを証する書類
- （３）大会出場を証明する書類（大会申込書等）
- （４）参加選手名簿（団体種目のみ）
- （５）委任状（申請者と出場者が異なる場合）
- （６）振込先口座の確認できる資料（口座振込を希望する場合）
- （７）その他_____

第 号
年 月 日

池田町文化芸術振興報奨金交付決定（不承認）通知書

様

池田町長

印

年 月 日付で交付申請のあった池田町文化芸術振興報奨金の交付について、下記のとおり決定しました（下記理由により不承認となりました）ので通知します。

記

交付決定額

円

（不承認の場合その理由）

※次のいずれかに該当する場合は、報奨金を返還すること

- （1）出場する大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき。
- （2）偽りその他不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。

池田町長 様

(代表者)

記

[illegible]